

## 札幌医科大学入学試験委員会入学者選抜委員会規程（平成19年4月1日規程第104号）

（趣旨）

第1条 この規程は、札幌医科大学入学者選抜実施規程（平成19年4月1日規程第103号）第9条第1項に規定する札幌医科大学入学試験委員会入学者選抜委員会（以下「選抜委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 選抜委員会は、入学者選抜（外国人留学生の選抜を含む。）に関する次の各号に掲げる事項を審議し、札幌医科大学入学試験委員会（以下「入試委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 入学者選抜の企画及び研究に関すること。
- (2) 入学者の募集に関すること。
- (3) 入学試験の実施に関すること。
- (4) 大学入試センターが行う試験の実施に関すること。
- (5) 入学者選抜の検証・評価に関すること。
- (6) その他入学試験に関すること。

（組織）

第3条 選抜委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医療人育成センター入試・高大連携部門長
- (2) 医療人育成センター入試・高大連携部門副部門長
- (3) 医療人育成センター入試・高大連携部門長専任教員
- (4) 学科試験委員長
- (5) 試験成績委員長
- (6) 保健管理センター健康診断部会長
- (7) 事務局次長
- (8) 各学部長及び医療人育成センター長の指名する者若干名

2 前項第8号の者は、選抜委員会委員長の推薦に基づき学長が委員に任命する。

（委員の任期）

第4条 前条第1項第8号の委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第5条 選抜委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は医療人育成センター入試・高大連携部門長とし、副委員長は委員長があらかじめ指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、選抜委員会に関する事項を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 選抜委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 選抜委員会は、委員（休職及び外国出張中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ会議を開催することができない。

3 選抜委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（成績書の審議及び報告）

第7条 委員長は、医療人育成センター入試・高大連携部門長から報告のあった入学者選抜成績書に基づき、選抜委員会の議を経て、入学者の決定に関する意見を付して入試委員会に報告す

る。

(入学試験監督者)

第8条 入学試験を監督するため、選抜委員会に入学試験監督者若干名を置く。

2 入学試験監督者は、委員長の推薦に基づき、学長が任命する。

(学科試験委員会の設置)

第9条 学科試験問題の作成・答案等の採点及び成績データの作成のため、選抜委員会に札幌医科大学医学部学校推薦型選抜学科試験委員会、札幌医科大学医学部一般選抜学科試験委員会及び札幌医科大学保健医療学部学科試験委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

3 学科試験委員長及び委員の氏名は、公表してはならない。

(試験成績委員会の設置)

第10条 入学試験を円滑に実施するため、選抜委員会に札幌医科大学医学部入学試験成績委員会及び札幌医科大学保健医療学部入学試験成績委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(選抜委員会の庶務)

第11条 選抜委員会の庶務は、事務局学務課において処理する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する

2 入学者選抜委員会規程(平成5年3月31日医大総第1322号)第3条第1項第4号の規定に基づき任命された委員は、この規程に基づき任命されたものとみなす。この場合において、その者の任期については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月1日規程第50号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規程第12号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月7日規程第61号)

この規程は、平成23年10月7日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規程第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月19日規程第14号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月14日規程第37号)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規程第18号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月9日規程第51号)

この規程は、平成30年7月10日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規程第44号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月15日規程第39号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。